特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
3	高等学校等就学支援金の支給に関する事務（公立学校） 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

茨城県教育委員会は、高等学校等就学支援金の支給に関する事務（公立学校）における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

茨城県教育委員会

公表日

令和8年10月27日

［令和7年5月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する事務（公立学校）
②事務の概要	高等学校等の生徒は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）に基づき、その授業料に充てるために就学支援金の支給を受けることができる。 就学支援金の受給資格の判定に当たっては、生徒の国籍・在留資格等が要件となることから、住民基本台帳ネットワークシステムを介して国籍の判定に必要な情報を照会し、その結果に基づき受給資格の判定を行う。 具体的には、以下の手順に従い、特定個人情報の取扱いを行う。 ①就学支援金の受給を希望する生徒からの受給資格認定の申請（入学時・転入時等） ②就学支援金の受給を希望する生徒からの個人番号の提出 ③住民基本台帳ネットワークシステムを利用し、生徒の国籍判定に必要な情報を照会 ④上記③で取得した情報等を基にした受給資格の認定 ⑤受給資格の認定結果の通知
③システムの名称	高等学校等就学支援金事務処理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム

2. 特定個人情報ファイル名
公立高等学校等就学支援金事務ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項　別表123の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第66条 ・高等学校等就学支援金の支給に関する法律　第4条 ・高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則　第3条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施しない　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠		

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	茨城県教育庁総務企画部財務課
②所属長の役職名	財務課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒310-8588　茨城県水戸市笠原町978番地6　茨城県教育庁総務企画部財務課　029-301-5169

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒310-8588　茨城県水戸市笠原町978番地6　茨城県教育庁総務企画部財務課　029-301-5169

9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		［　1万人以上10万人未満　］ ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和8年8月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		［　500人未満　］ ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和8年8月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		［　発生なし　］ ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない（入手） [○]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		**[　　]人手を介在させる作業はない**
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	住基ネット照会を行う際には4情報による照会を行うことを厳守している。また、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・ マイナンバー登録におけるデータ作成時、マイナンバー紙提出者のマイナンバー入力 ・ 個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄　　等	
9. 監査		
実施の有無	[　　] 自己点検　　[○] 内部監査　　[○] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		**[　　]全項目評価又は重点項目評価を実施する**
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策　　] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	茨城県情報セキュリティ基本方針を定める規定及び茨城県情報セキュリティ事案対応マニュアルに則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置を講じている。また、特定個人情報が記録された書類等を取得・使用・廃棄する場合にはそれぞれの記録を保存する運用とし、特定個人情報を含む書類やUSBメモリは施錠できる書棚等に保管することを徹底している。これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月24日	Ⅱしきい値判断項目1．対象人数　いつ時点の計数か	平成30年3月31日時点	平成31年3月31日時点	事後	時点修正
令和1年6月24日	Ⅱしきい値判断項目2．取扱者数　いつ時点の計数か	平成30年3月31日時点	平成31年3月31日時点	事後	時点修正
令和2年6月17日	Ⅱしきい値判断項目1．対象人数　いつ時点の計数か	平成31年3月31日時点	令和2年3月31日時点	事後	時点修正
令和2年6月17日	Ⅱしきい値判断項目2．取扱者数　いつ時点の計数か	平成31年3月31日時点	令和2年3月31日時点	事後	時点修正
令和2年6月17日	Ⅳリスク対策4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託	―	委託しない	事後	時点修正
令和2年6月17日	Ⅳリスク対策5．特定個人情報の提供・移転	―	提供・移転しない	事後	時点修正
令和3年7月14日	Ⅰ関連情報項目1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務	高等学校等の生徒は，	高等学校等（以下「学校」という。）の生徒は，	事後	時点修正
令和3年7月14日	Ⅰ関連情報項目1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務	また高等学校の専攻科に通う低所得世帯の生徒は，	―	事後	時点修正
令和3年7月14日	Ⅰ関連情報項目1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務	高等学校等就学支援金又は専攻科修学支援金（以下「就学支援金」という。）	高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）	事後	時点修正
令和3年7月14日	Ⅰ関連情報項目1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務	高等学校等及び高等学校専攻科（以下「学校」という。）に在学し，	―	事後	時点修正
令和3年7月14日	Ⅰ関連情報項目1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務	（通知カードも可。以下同様）	―	事後	時点修正
令和3年7月14日	Ⅰ関連情報項目3．個人番号の利用	及び第9条第2項	―	事後	時点修正
令和3年7月14日	Ⅰ関連情報項目3．個人番号の利用	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番	―	事後	時点修正
令和3年7月14日	Ⅱしきい値判断項目1．対象人数　いつ時点の計数か	令和2年3月31日時点	令和3年3月31日時点	事後	時点修正
令和3年7月14日	Ⅱしきい値判断項目2．取扱者数　いつ時点の計数か	令和2年3月31日時点	令和3年3月31日時点	事後	時点修正
令和4年4月1日	Ⅰ関連情報項目1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務	高等学校等（以下「学校」という。）の生徒は，高等学校等就学支援金の支給に関する法律	高等学校等（以下「学校」という。）の生徒は，高等学校等就学支援金の支給に関する法律	事前	令和4年度より以下の対応を行うことによる変更
令和4年4月1日	Ⅰ関連情報項目4．情報提供ネットワークシステムによる情	番号法第19条第7号，同法別表第二113の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び	番号法第19条第8号，同法別表第二113の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び	事後	行政手続きにおける特定個人を識別するための番号の利用
令和4年11月9日	Ⅱしきい値判断項目1．対象人数　いつ時点の計数か	令和3年3月31日時点	令和4年3月31日時点	事後	時点修正
令和4年11月9日	Ⅱしきい値判断項目2．取扱者数　いつ時点の計数か	令和3年3月31日時点	令和4年3月31日時点	事後	時点修正
令和6年2月5日	Ⅱしきい値判断項目1．対象人数　評価対象の事務の対象	10万人以上30万人未満	1万人以上10万人未満	事後	対象人数再積算の結果変更が生じた
令和6年2月5日	Ⅱしきい値判断項目1．対象人数　いつ時点の計数か	令和4年3月31日時点	令和5年3月31日時点	事後	時点修正
令和6年2月5日	Ⅱしきい値判断項目2．取扱者数　いつ時点の計数か	令和4年3月31日時点	令和5年3月31日時点	事後	時点修正
令和7年1月31日	Ⅰ関連情報　4．情報提供ネットワークシステムによる情報	番号法第19条第8号、同法別表第二113の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表151の項	事後	主務省令制定
令和7年1月31日	Ⅳリスク対策　8．人手を介在させる作業	_	2）十分である	事後	様式改正に伴う項目追加
令和7年1月31日	Ⅳリスク対策　8．人手を介在させる作業　判断の根拠	_	住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守してい	事後	様式改正に伴う項目追加
令和7年1月31日	Ⅳリスク対策　11．最も優先度が高いと考えられる対策	_	8）特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	様式改正に伴う項目追加
令和7年1月31日	Ⅳリスク対策　11．最も優先度が高いと考えられる対策	_	2）十分である	事後	様式改正に伴う項目追加
令和7年1月31日	Ⅳリスク対策　11．最も優先度が高いと考えられる対策	_	茨城県情報セキュリティ基本方針を定める規定及び茨城県情報セキュリティ事案対応マニュア	事後	様式改正に伴う項目追加
令和7年1月31日	Ⅱしきい値判断項目1．対象人数　いつ時点の計数か	令和5年3月31日時点	令和6年3月31日時点	事後	時点修正
令和7年1月31日	Ⅱしきい値判断項目2．取扱者数　いつ時点の計数か	令和5年3月31日時点	令和6年3月31日時点	事後	時点修正
令和7年10月29日	Ⅱしきい値判断項目1．対象人数　いつ時点の計数か	令和6年3月31日時点	令和7年3月31日時点	事後	時点修正
令和7年10月29日	Ⅱしきい値判断項目2．取扱者数　いつ時点の計数か	令和6年3月31日時点	令和7年3月31日時点	事後	時点修正
令和7年10月29日	Ⅳ リスク対策　8．人手を介在させる作業　判断の根拠	住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十	住基ネット照会を行う際には4情報による照会を行うことを厳守している。また、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	事後	事務プロセス見直しによる
令和8年10月27日	Ⅱしきい値判断項目1．対象人数　いつ時点の計数か	令和7年3月31日時点	令和8年8月1日時点	事後	時点修正
令和8年10月27日	Ⅱしきい値判断項目2．取扱者数　いつ時点の計数か	令和7年3月31日時点	令和8年8月1日時点	事後	時点修正
令和8年10月27日	Ⅰ関連情報項目1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	高等学校等（以下「学校」という。）の生徒は，高等学校等就学支援金の支給に関する法律（以下「就学 支援金に関する法律」という。）（平成22年法律第18号）に基づき、その授業料に充てるために高等学校 等就学支援金（以下「就学支援金」という。）の支給を受けることができる。 　申請をする生徒（以下「生徒」という。）が就学支援金を受給するためには、親権者を含む保護者（以下 「保護者等」という。）の所得が一定基準以下であることが要件となっているため、保護者等の税額情報 等を情報提供ネットワークシステムを通じて照会し、受給資格の判定を行う。 　具体的には、以下の手順に従い、特定個人情報の取扱いを行う。	高等学校等（以下「学校」という。）の生徒は，高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）に基づき、その授業料に充てるために就学支援金の支給を受けることができる。 就学支援金の受給資格の判定に当たっては、生徒の国籍・在留資格等が要件となることから、住民基本台帳ネットワークシステムを介して国籍の判定に必要な情報を照会し、その結果に基づき受給資格の判定を行う。 具体的には、以下の手順に従い、特定個人情報の取扱いを行う。 ①就学支援金の受給を希望する生徒からの受給資格認定の申請（入学時・転入時等） ②就学支援金の受給を希望する生徒からの個人番号の提出 ③住民基本台帳ネットワークシステムを利用し、生徒の国籍判定に必要な情報を照会 ④上記③で取得した情報等を基にした受給資格の認定	事後	プロセス変更による
令和8年10月27日	Ⅰ関連情報項目3．個人番号の利用	・番号法第9条第1項　別表123の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第66条	・番号法第9条第1項　別表123の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第66条 ・高等学校等就学支援金の支給に関する法律第4条 ・高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則　第3条	事後	プロセス変更による
令和8年10月27日	Ⅰ関連情報項目4．情報提供ネットワークシステムによる情	実施する	実施しない	事後	プロセス変更による